



Yoshioka Town

町政News

交通

本格運用一周年 駒寄スマートICインターチェンジ



駒寄スマートICインターチェンジ(ETC専用IC)の本格運用1周年を記念して、10月1日に記念行事が行われました。

当日は、町長はじめ、駒寄PA・スマートIC設置地区協議会などの関係者23人が参加し、午前7時30分より上下線出入口ゲートにて、記念品のウェットティッシュを配布しました。

駒寄スマートICの利用状況は、社会実験が開始された当初一日平均500台程度でしたが、実験開始1年後には1,800台を超え、社会実験終了時点では2,500台を超えるま

でに増大し、本格運用が実現しました。8月の一日の平均利用台数は、3,554台に達し、本格運用開始当時の1.3倍に伸びています。

また、利用時間帯別の分析では、平日の朝3時間・夕方2時間の計5時間の間に、一日の50%が集中しています。このことから、通勤・業務に多く利用されていることがわかります。

一方で、スマートIC入口付近では交通混雑が発生しています。当面の課題は、バイパスからスマートICまで、アクセス道路としての整備が急がれます。



温泉

よしおか温泉「リバートピア吉岡」 個人通年券の発行を再開しました

よしおか温泉「リバートピア吉岡」においては、当初町による直営での運営管理を行ってききましたが、平成14年度から「民間のノウハウを取り入れ、施設の独立採算をめざした健全運営および継続的な利用促進を図り、住民福祉のさらなる向上に役立てる施設とする」目的で、町の100%出資による(株)吉岡町振興公社が設立され、施設の運営管理を行ってきました。

周辺に同様の日帰り温泉施設が数多くできたことなどから入館者の減少が続ぎ、売上収入の落ち込み、さらに経費面では原油価格の度重なる値上げから燃料費が増え、公社経営も大変厳しい状況となりました。公社では、この危機的状況を改善するため、苦渋の選択として赤字の要因であるプールの閉鎖・個人通年券発行の廃止を断行し、経営の再建に取り組んでまいりました。

昨年度から町による緊急・恒久的の財政支援策などが講じられたことなどから今年度に入り徐々にではありますが、①経営

状況が改善されてきたこと、②入館者の増加対策として、通年券制度は効果があること、③多くの利用者から再発行が望まれていること、④福祉施設として、本施設の有効活用を推進する町の方針が示されたことなどにより、廃止されていた個人通年券の発行を左記により再開することとしました。

町民各位、利用者の皆さまにはこの間大変ご迷惑をお掛けしましたが、いままで以上の御愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

▼個人通年券
35,000円(記名券1枚)
発効日から1年間有効

▼発行開始日
11月1日(開館時間内は随時購入できます)

▼発行場所 よしおか温泉「リバートピア吉岡」

▼問合せ先 (株)吉岡町振興公社
☎55・4126

相 談

11月9日

『一日合同行政相談所』を開催

国・県・市町村などの仕事について、苦情や意見・要望がある、困っているがどこに相談してよいか分からない、制度や仕組みが分からないといったことはありませんか？

社会保険、登記、相続などに関すること、その他法律問題などで相談したいことはありませんか？

総務省群馬行政評価事務所では、次のとおり『一日合同行政相談所』を開催いたします。

お気軽にご利用ください。
▼日時 11月9日(金)

午後1時から4時まで

※受付は午後0時50分から3時30分まで

▼会場 渋川市子持社会体育館
(渋川市吹屋658-10)

▼相談員 国・県・市町村職員、弁護士、税理士、行政相談員 など

▼費用 無料

▼相談方法 当日、直接ご来場ください。予約は不要です。

▼問合せ先
総務省 群馬行政評価事務所
行政相談課

☎027・221・1100

納 税

ご協力をお願いします

町税などの徴収強化を進めます

町では、町税を納期限が過ぎても未納の人には督促状や催告書を送り、納税をお願いしておりますが、まだ納めていない人を対象に11月から12月の2ヶ月間、役場管理職と担当職員による町税滞納整理特別整理班を編成し、町税の滞納整理と徴収を

実施します。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお災害や盗難、本人や家族の病気、事業の廃止や休止などの事情により、町税の納付が困難な人については、税務室までご相談ください。

納税は自主納付が原則ですの

で、納付書の裏面に記載してあります金融機関などで納めてください。納税の時間が取れない人は、ぐんま信用金庫(11月26日からは「しのめ信用金庫」)総社吉岡支店(フオリオ吉岡ショッピングセンター内)で平日および土・日・祝日も午後7時まで納税できますので、送付してある納入通知書を持参してご利用ください。

徴収強化策として、訪問徴収や文書催告などを行っても、納税に誠意が見られない滞納者の人には次のような処置で取り組んでいます。

① 預貯金・不動産・売掛金などの差押の執行

② 地方税法第48条の規定に基づく徴収業務の引継ぎ(町に代わって県税事務所が個人県民税の徴収および滞納処分を実施できる)

平成19年9月末現在、14人を県税事務所へ引き継いでいます。

③ 公売の実施(差押財産を公売し、その代金を町税の未納部分に充てる)

平成19年度は11月27日(火)に中部県民局管内で不動産合同公売を実施します。吉岡町では3件の公売予定です。

滞納者の皆さんには、納税のご協力をお願いいたします。

※納税は便利で確実な口座振替をご利用ください。

▼問合せ先

役場財務課税務室

☎54・3111(内線135)

	H17	H18	H19
預貯金	27	51	0
その他	0	5	3
不動産	7	17	18
合計	34	37	28

※平成19年度については9月末現在

